

平成29年(フ)第19853号 損害賠償請求事件

更 正 決 定

[REDACTED]
原 告

5 同訴訟代理人弁護士

荒 井 哲 朗

[REDACTED]
(住民票上の住所)

被 告 こと

主 文

10 本件第4回口頭弁論調書(判決)(被告こと分)の別紙当事者目録の13行目の次に、「(住民票上の住所)

[REDACTED]と加える。

理 由

1 一件記録によれば、以下の事実が認められる。

15 (1) 原告は、本件訴訟を提起した平成29年6月14日当時、被告の住居所を知らなかつたため、訴状には、同人の就業場所である「東京都台東区上野3丁目6番7号泉ビル2階 株式会社エフ・サポート内」を住所又はこれに準ずるものとして記載し、同所を送達場所として訴えを提起した。

当裁判所は、同年9月7日、同所を送達先として訴状等の送達書類の送達を試みたところ、受取人不在のため送達が不奏功に終わった。

20 (2) 原告は、平成29年11月24日、被告が「[REDACTED]所在の[REDACTED]内の[REDACTED]に留置されており、同所を住所として送達すべき旨の「送達先に関する上申書」を提出した。

当裁判所は、同所を送達先として訴状等の送達書類の送達を試みたところ、同年11月30日、同所において被告に対する送達が奏功した。

(3) 被告は、本件口頭弁論期日に出頭せず、何ら準備書面を提出しなかつた。

当裁判所は、平成30年1月30日の本件第4回口頭弁論期日において、民訴法254条1項1号の規定により、原告の被告に対する請求を全部認容する判決を言い渡し、同条2項に従い、同期日について、本件第4回口頭弁論調書（判決）（被告 [] こと [] 分）（以下「本件調書」という。）が作成された。本件調書においては、被告の住所は、前記(2)のとおり当時の居所である「[]」が記載された。

5 (4) 被告の住民票上の住所は、平成元年2月23日以降、「[]」
10 [] であり、平成31年4月12日までの間、同所から住民票を移転していないところ、原告は、上記判決の確定後、
このことを知った。

15 2 原告は、本件調書に記載された被告の住所と改めて判明した住民票上の住所の相違について、更正決定制度の意義に鑑み、被告及び債務者の同一性を明らかにして、強制執行を可能ないし容易にするため、民訴法257条を類推適用すべきと主張して、令和元年8月7日、当裁判所に対し、本件調書に被告の住民票上の住所地を併記する旨の更正決定を申し立てた。

20 3 前記1の認定事実によれば、本件調書に表示された被告の住所は、訴状等の送達書類が有効に被告に交付された場所であり、本件訴訟の係属中、同所が被告の住所（居所）であったことは明らかであって、当時、被告の住民票上の住所は裁判所にも原告にも明らかになっていなかったものであるから、裁判所の意思と表現との間に食い違いがあるとも、原告が表示を誤ったものとも認められない。

25 しかしながら、原告が本件調書に基づいて強制執行の申立てをする場合には、被告について前記調書に記載された住所と強制執行申立時の住所が異なることから、原告は、被告と執行手続における債務者との同一性を明らかにする必要が生ずるものと考えられる。

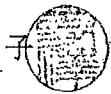
そうすると、このような場合に、民訴法257条1項を類推適用することに

より、誤謬とまでいえない程度の不明瞭な表現を明確にし、より適切な表現に改めることも、更正決定制度の目的及び訴訟経済の観点に照らして許されるというべきであるから、特に判決に基づく執行を容易にするため、本件調書について被告の住民票上の住所を併記する旨の更正決定を行うことが相当であると認められる。

4 よって、主文のとおり決定する。

令和元年11月28日

東京地方裁判所民事第26部

裁判長裁判官 男 澤 聰 

裁判官 住 田 知 也 

裁判官 奥 山 直 裏 

これは正本である。

令和元年11月28日

東京地方裁判所民事第26部

裁判所書記官 新井 優美子